

総務省令第二十五号

地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）及び地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成三十年政令第二百二十六号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

総務大臣 野田 聖子

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

第一条の九の二を次のように改める。

第一条の九の二 削除

第二条第二項中「第九条の三の三第一項」を「第九条の三の二第一項」に、「（第九条の三の三）」を「（

第九条の三の二」に改め、同条第五項を削る。

第二条の四を次のように改める。

第二条の四 削除

第二条の五の二第三項を削る。

第二条の六中「納入する場合」の下に「（法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法により納入する場合を除く。）」を加える。

第三条第三項中「方法」の下に「又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法」を加え、同条第四項を削る。

第三条の九を次のように改める。

（政令第九条の十五第一項の所得割）

第三条の九 政令第九条の十五第一項に規定する総務省令で定める所得割は、次に掲げるものとする。

- 一 賦課期日現在において地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条から第三条の十三の二までにおいて「指定都市」という。）の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割（法

第五十条の二の規定により課した所得割を除く。以下この号及び次号において同じ。）。ただし、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合には、当該指定都市の区域の全部又は一部から指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた区域に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）については、この限りでない。

二 賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）

第三条の十一の次に次の一条を加える。

(政令第九条の十九第一項の所得割)

第三条の十一の二 政令第九条の十九第一項に規定する総務省令で定める所得割は、次に掲げるものとする。

一 賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割（法第五十条の二の規定により課した所得割を除く。以下この号及び次号において同じ。）。ただし、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となった場合には、当該指定都市の区域の全部又は一部から指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となった区域に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となった日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）については、この限りでない。

二 賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得

割であつて、当該指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）

第三条の十三の次に次の一条を加える。

（政令第九条の二十三第一項の所得割）

第三条の十三の二 政令第九条の二十三第一項に規定する総務省令で定める所得割は、次に掲げるものとする。

- 一 賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割（法第五十条の二の規定により課した所得割を除く。以下この号及び次号において同じ。）。ただし、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合には、当該指定都市の区域の全部又は一部から指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた区域に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町

村の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）については、この限りでない。

二 賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）

第三条の十四（見出しを含む。）中「第二十条の二の四第一項第二号」を「第二十条の二の三第一項第二号」に改める。

第五条第一項の表（一）及び（二）中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同条第三項中「の方法」の下に「又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法」を加え、同条第四項

を削る。

第七条の二の二を次のように改める。

第七条の二の二 削除

第八条の二の三中「第七十四条の四第三項第二号」を「第七十四条の四第三項第一号」に改める。

第九条の二の四及び第九条の三の二を削る。

第九条の三の三の見出し中「第三百二十一条の四第七項」の下に「及び第九項」を加え、同条第一項中「法第三百二十一条の四第七項に規定する市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機」を「情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従い、地方税共同機構（以下「機構」という。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）」に、「電気通信回線を通じて記録する」を「、当該市町村長の使用に係る電子計算機から入力して行う」に改め、同条第二項中「前項の場合においては、市町村長は、」を「法第三百二十一条の四第九項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める方法は、市町村長が、」に、「しなければならない」を「する方法をいう」に改め

、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する方法により通知情報の提供を行う場合には、市町村長は、当該通知情報に電子署名（第二十四条の三十九第七項第一号に規定する電子署名をいう。以下この条及び第十条第四項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（第二十四条の二十九第七項第二号に規定する電子証明書をいう。第十条第四項において同じ。）を併せてこれを送信しなければならぬ。

第九条の三の三を第九条の三の二とする。

第九条の八第一項から第三項までを次のように改める。

法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する年金保険者が市町村長に対して行う通知は、年金保険者（当該年金保険者が政令第四十八条の九の十七第一項各号に掲げる者である場合には、当該各号に定める者）が、法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する規定により年金保険者が通知すべき事項を記録した第十条第七項に規定する記録用の媒体（次項において「光ディスク等」という。）を機構に提供し、機構が、法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する規定により通知を受けるべき市町村長の使用に係る



電子計算機に当該通知すべき事項を、機構の使用に係る電子計算機から入力して、当該市町村長に提供する  
方法により行うものとする。

2 法第三百二十一条の七の十一第二項に規定する年金保険者に対して行う通知は、市町村長が、機構の使用に係る電子計算機に同項に規定する規定により通知すべき事項を、当該市町村長の使用に係る電子計算機から入力して、機構に提供し、機構が、当該通知すべき事項を記録した光ディスク等を年金保険者（当該年金保険者が政令第四十八条の九の十七第三項各号に掲げる者である場合には、当該各号に定める者）に提供する方法により行うものとする。

3 第一項に定めるもののほか、年金保険者が公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に  
関し法令に規定する事務の実施のために必要となる通知を市町村長に対して行う場合には、第一項に規定  
する方法により行うことができる。

第九条の八第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前三項の規定による通知は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な  
基準として総務大臣が定める基準に従って行うものとする。

第十条第三項及び第四項を次のように改める。

3 法第三百十七條の六第五項第一号及び第六項第一号に規定する方法により、同条第七項に規定する記載事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供する場合には、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載事項を、法第三百十七條の六第五項に規定する給与支払報告書記載事項の提供をする者又は同条第六項に規定する公的年金等支払報告書記載事項の提供をする者の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

4 前項の規定により記載事項の提供を行う者は、当該記載事項に電子署名（当該提供を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ機構を通じて市町村の長に記載事項の提供の委任に関する届出を行つた場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、総務大臣の指定する方法により当該提供を行つた者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第十条第五項中「前項の送信」を「第三項に規定する記載事項の提供」に改め、同条第九項中「方法」の

下に「又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 法第三百十七條の六第六項第三号に規定する総務省令で定める方法は、第九条の八第一項に規定する方法とする。

第十条の二第三項中「方法」の下に「又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法」を加え、同条第四項を削る。

第十条の二の三第二項第一号及び第二号中「第三百二十一条の七の十二第一項」を「第三百二十一条の七の十三第一項」に改める。

第十条の二の四の見出し中「第三百二十一条の七の十三」を「第三百二十一条の七の十四」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の七の十三第一項に規定する総務省令」を「第三百二十一条の七の十四第一項に規定する総務省令」に改め、同項第一号中「第三百二十一条の七の十二第一項」を「第三百二十一条の七の十三第一項」に改め、同項第三号中「第三百二十一条の七の十三第一項」を「第三百二十一条の七の十四第一項」に改め、同条第二項中「第三百二十一条の七の十三第二項」を「第三百二十一条の七の十四第二項」

に改め、同条第三項中「第三百二十一条の七の十三第三項に規定する総務省令」を「第三百二十一条の七の十四第三項に規定する総務省令」に改め、同項第二号中「第三百二十一条の七の十二第一項」を「第三百二十一条の七の十三第一項」に改め、同項第三号中「第三百二十一条の七の十三第三項」を「第三百二十一条の七の十四第三項」に改める。

第十条の二の十一を次のように改める。

第十条の二の十一 削除

第十四条第三項及び第十五条の四の三を削る。

第十六条の二の二中「第四百六十七条第三項第二号」を「第四百六十七条第三項第一号」に改める。

第十六条の二十三の四を削る。

第二十四条の二十七を次のように改める。

第二十四条の二十七 削除

第二十四条の二十九第二項及び第三項を削る。

第二十四条の三十八の次に次の七条を加える。

(特定書面等地方税関係申告等及び特定地方税関係申告等)

第二十四条の三十九 法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令（同項に規定する地方税関係法令をいう。以下この条及び次条において同じ。）の規定により書面等（法第七百四十七条の二第一項に規定する書面等をいう。以下この条及び次条において同じ。）により行うこととしているものとする。

一 法第五十条の五及び第三百二十八条の五第二項の納入申告書の提出

二 法第五十条の九及び第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票の提出

三 法第五十三条第一項、第二項、第四項及び第十九項の申告書並びにこれらの申告書に係る同条第二十

二項の申告書の提出

四 法第五十三条第四十項及び第四十一項の規定による届出書の提出

五 法第七十二条の二十五第二項（同条第六項において準用する場合並びにこれらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）及び第四項（法第七十二条の二十五第七項において準用する場合並びにこれらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七

十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による承認の申請書の提出

六 法第七十二条の二十五第三項及び第五項（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）並びに政令第二十四条の四第一項（政令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認等の申請書の提出

七 法第七十二条の二十五第八項から第十項まで（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第七十二条の二十六第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二条の三十三第二項及び第三項の修正申告書の提出

八 法第三百十七条の六第一項及び第三項に規定する給与支払報告書の提出

九 法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書の提出

十 法第三百二十一条の四第五項に規定する申出

十一 法第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項及び第十九項の申告書並びにこれらの申告書に係る同条第二十二項の申告書の提出

十二 法第三百八十三条（法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により市町村

長（同項において法第三百八十三条を準用する場合には、道府県知事）に提出すべき償却資産に係る申告書の提出

十三 法第七百一条の四十六第一項及び第七百一条の四十七第一項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七百一条の四十九第二項の修正申告書の提出

十四 法第七百一条の五十二第二項の規定による申告書の提出

十五 前各号に掲げるものに類するもの及び法人の設立又は廃止の届出書その他の地方税法に基づく条例又は規則により地方団体の長に対して行われる通知（他の行政機関の長（法第七百四十七条の四第一項に規定する行政機関の長をいう。次条第三項において同じ。）から行われるものを除く。）のうち、総務大臣が定めるもの

十六 地方税関係法令の規定に基づき前各号に掲げるものに添付すべきこととされている書面等の提出及び当該規定に基づき当該各号に掲げるものと併せて送信することとされている事項の送信

2 法第七百四十七条の三第一項に規定する総務省令で定めるものは、前項各号に掲げるもののうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしているもの以外のものをいう。

3 地方団体の長は、特定書面等地方税関係申告等（法第七百四十七条の二第一項に規定する特定書面等地方税関係申告等をいう。以下同じ。）又は特定地方税関係申告等（法第七百四十七条の三第一項に規定する特定地方税関係申告等をいう。以下同じ。）を地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用し、かつ、機構を經由して行わせる場合には、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従って行わせるものとする。

4 法第七百四十七条の二第一項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して特定書面等地方税関係申告等を行う者は、特定書面等地方税関係申告等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、特定書面等地方税関係申告等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、特定書面等地方税関係申告等を行わなければならない。

5 法第七百四十七条の三第一項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して特定地方税関係申告等を行う者は、特定地方税関係申告等を行うときに通知すべきこととされている事項を、特定地方税関係申告等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、特定地方税関係申告等を行わなければならない。



ない。

6 第四項の規定により特定書面等地方税関係申告等を行う者又は前項の規定により特定地方税関係申告等を行う者は、当該特定書面等地方税関係申告等又は特定地方税関係申告等の情報に電子署名（当該特定書面等地方税関係申告等又は特定地方税関係申告等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ機構を通じて地方団体の長に当該特定書面等地方税関係申告等又は特定地方税関係申告等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、総務大臣の指定する方法により当該特定書面等地方税関係申告等又は特定地方税関係申告等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

7 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第

二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

ハ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ニ その他総務大臣が定めるもの

（特定書面等地方税関係通知及び特定地方税関係通知）

第二十四条の四十 法第七百四十七条の四第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしているものとする。

一 法第二十条の十一の規定による資料の提供

二 法第四十六条第五項、第六十三条第一項、第七十二条の四十九の二、第七十二条の五十九第一項、第三百二十五条、第三百五十四条の二、第六百五条及び第七百一条の五十五第一項の規定による関係書類の閲覧又は記録

三 法第二百九十四条第三項の規定による通知

四 法第三百十七条の規定による通知

五 法附則第七条第五項及び第十二項に規定する申告特例通知書の送付

2 法第七百四十七条の五第一項に規定する総務省令で定めるものは、前項各号に掲げるものうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしているもの以外のものをいう。

3 行政機関の長は、特定書面等地方税関係通知（法第七百四十七条の四第一項に規定する特定書面等地方税関係通知をいう。以下同じ。）又は特定地方税関係通知（法第七百四十七条の五第一項に規定する特定地方税関係通知をいう。以下同じ。）を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う場合には、次に定める基準に従って行うものとする。

一 次のイからハまでの順序に従い、それぞれイからハまでに定めるところにより行うこと。

イ 機構の使用に係る電子計算機に、行政機関の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された特定書面等地方税関係通知又は特定地方税関係通知を行うときに通知すべきこととされている事項（ロ及びハにおいて「通知事項」という。）を送信すること。

ロ 機構の使用に係る電子計算機において、通知事項に係る通信の交換が行われ、他の行政機関の長の使用に係る電子計算機に伝送されること。

ハ 当該他の行政機関の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録されること。

二 前号の事務の実施に必要な電気通信回線その他の電気通信設備は、総務大臣が定める技術基準に適合するものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項について、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

（政令第五十七条の五第一項の特定徴収金の納付又は納入に関する事項）

第二十四条の四十一 政令第五十七条の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、第二十四条の四十三

第一項に規定する符号とする。

(政令第五十七条の五第二項の特定徴収金に関する事項の地方団体への通知等)

第二十四条の四十二 政令第五十七条の五第二項に規定する特定徴収金に関する事項で総務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 法第七百四十七条の五の二第二項に規定する特定徴収金(以下「特定徴収金」という。)の納付又は納入を行つた者の名称

二 特定徴収金の納付又は納入が行われた日

三 特定徴収金の収納を行つた法第七百四十七条の五の二第三項に規定する特定金融機関等(第三十一条の五第四号及び第三十一条の六第四号において「特定金融機関等」という。)の名称その他の収納を行つた者を識別するための事項

四 特定徴収金の税目(税目を識別するための符号その他の事項を含む。)及び金額

五 前条に規定する符号

六 その他参考となるべき事項

2 政令第五十七条の五第二項に規定する機構が収納した特定徴収金については、同項に規定する地方団体の会計管理者又は地方自治法施行令第六十八條第六項に規定する当該地方団体の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関のうち地方団体が指定したものに払い込むものとする。

3 政令第五十七条の五第二項に規定する通知及び払込みは、特定徴収金及び特定徴収金に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従って行うものとする。

(法第七百四十七条の五の二第二項の総務省令で定める方法)

第二十四条の四十三 法第七百四十七条の五の二第二項に規定する総務省令で定める方法は、機構の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、地方団体の徴収金の納付若しくは納入の手續に利用することができる入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを使用して地方団体の徴収金の納付又は納入に関する書類に記載すべきこととされている事項を機構の使用に係る電子計算機に送信した上で、機構から得た個々の納付又は納入を識別するために当該事項に基づき

機構が割り当てる符号を用いて納付し、又は納入する方法とする。

2 前項の方法により地方団体の徴収金の納付又は納入を行おうとする者のうち、地方団体の徴収金の納付若しくは納入の手續に利用することができる入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するもののみを使用して地方団体の徴収金の納付又は納入の手續を行おうとするものは、次に掲げる事項をあらかじめ機構に届け出なければならない。

一 氏名、住所又は居所

二 地方団体の徴収金の納付又は納入の手續に利用する預金口座又は貯金口座のある金融機関の名称並びに当該口座の種別及び口座番号

三 その他参考となるべき事項

(法第七百四十七条の五の二第三項の総務省令で定める基準)

第二十四条の四十四 法第七百四十七条の五の二第三項に規定する総務省令で定める基準は、地方団体の徴収金の収納の事務を行うための総務大臣が定める役務を提供することができることとする。

(政令第五十七条の五の三第三項の特定徴収金に関する事項)

第二十四条の四十五 政令第五十七条の五の三第三項に規定する特定徴収金に関する事項で総務省令で定めるものは、第二十四条の四十二第一項第二号から第六号までに規定する事項とする。

第三十一条の次に次の十条を加える。

(機構が処理することとされている事務)

第三十一条の二 国税通則法第七十四条の十二第六項の規定による閲覧及び提供(地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う場合に限る。)については、機構は、当該経由に関する事務を処理することとする。

(法第七百八十三条第二項の総務省令で定める事項)

第三十一条の三 法第七百八十三条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第七百八十二条第一号に掲げる機構処理税務事務(法第七百六十二条第二号に規定する機構処理税務事務をいう。次条第一項において同じ。)に関する事項
- 二 法第七百八十二条第二号に掲げる教育及び研修に関する事項
- 三 法第七百八十二条第三号に掲げる調査研究に関する事項



四 法第七百八十二条第四号に掲げる広報その他の啓発活動に関する事項

五 法第七百八十二条第五号に掲げる開発及び運用に関する事項

六 法第七百八十二条第六号に掲げる事務の受託に関する事項

七 法第七百八十二条第七号に掲げる情報の提供その他の支援に関する事項

八 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

(法第七百八十五条第一項の機構処理税務事務の実施に関し総務省令で定める事項)

第三十一条の四 法第七百八十五条第一項に規定する機構処理税務事務の実施に関し総務省令で定める事項

は、次に掲げる事項とする。

一 機構処理税務事務の適正な実施に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項

二 機構処理税務事務の実施に係る事務を統括管理する者に関する事項

三 機構処理税務情報（法第七百六十二条第三号に規定する機構処理税務情報をいう。次号において同じ

。）の消去を適切に実施するための必要な措置に関する事項

四 機構処理税務情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するための措置に関する事項

- 五 機構処理税務事務に関する帳簿、書類、資料及び電磁的記録媒体（法第七百六十二条第一号ロに規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。）の保存に関する事項
- 六 機構処理税務事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 七 機構処理税務事務の実施に係る電子計算機及び端末装置を設置する場所の入出場の管理その他これらの施設への不正なアクセスを予防するための措置に関する事項
- 八 機構処理税務事務の実施に係る電子計算機及び端末装置が不正に操作された疑いがある場合における調査その他不正な操作に対する必要な措置に関する事項
- 九 機構処理税務事務の実施に係る監査に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、機構処理税務事務の適切な実施を図るための必要な措置に関する事項
- 2 機構は、法第七百八十五条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に同項に規定する機構処理事務管理規程を添えて総務大臣に提出しなければならない。
- 3 機構は、法第七百八十五条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(帳簿の記載事項)

第三十一条の五 法第七百八十九条に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 機構を経由して行っている地方税関係申告等（法第七百六十二条第一号イに掲げる通知をいう。次条第一号において同じ。）及び地方税関係通知（法第七百六十二条第一号ロに掲げる通知をいう。次条第一号において同じ。）の状況に関する記録
- 二 地方税関係手続用電子情報処理組織の運用状況に関する記録
- 三 法第七百四十七条の五の二第一項の規定に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の状況に関する記録
- 四 法第七百四十七条の五の二第三項の規定に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の特定金融機関等への委託に関する記録

(機構における機構処理税務事務の実施状況についての報告書の作成及び公表)

第三十一条の六 法第七百九十条の規定による報告書の作成は、次に掲げる事項について報告書を作成することにより行うものとする。

一 機構を経由して行っている地方税関係申告等及び地方税関係通知の状況に関する記録

二 地方税関係手続用電子情報処理組織の運用状況に関する記録

三 法第七百四十七条の五の二第一項の規定に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の状況に関する

記録

四 法第七百四十七条の五の二第三項の規定に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の特定金融機関等への委託に関する記録

(財務諸表に含める書類)

第三十一条の七 法第七百九十三条第一項に規定する総務省令で定める書類は、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書とする。

(閲覧期間)

第三十一条の八 法第七百九十三条第三項に規定する総務省令で定める期間は、五年間とする。

(電磁的方法)

第三十一条の九 法第七百九十三条第四項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法のうち送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

(財務諸表の電磁的方法による公開の方法)

第三十一条の十 法第七百九十三条第四項の規定による措置は、前条に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。)を使用する方法により行わなければならない。

(会計規程)

第三十一条の十一 機構は、業務の開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

附則第二条の四第二項を削る。

附則第二条の七の次に次の一条を加える。

(法附則第九条第二十二項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額等)

第二条の八 法附則第九条第二十二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、賠償負担金相当金(電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第四十五条の二十一の四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。)の額とする。

2 法附則第九条第二十二項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、廃炉円滑化負担金相当金(電気事業法施行規則第四十五条の二十一の七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。)の額とする。

3 法附則第九条第二十二項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業者(電気事業法施行規則第四十五条の二十一の三第一項に規定する原子力発電事業者をいう。)とする。

附則第六条第七十九項から第八十二項までを削り、同条第八十三項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十四項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第十一条第四十三項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第八十五項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第十一条第四十三項」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第八十六項中「附則第十四条第四十五項第一号」を「附則第十四条第四十四項第一号」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十七項中「附則第十一条第四十五項第一号」を「附則第十一条第四十四項第一号」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第八十八項中「附則第十一条第四十五項第二号」を「附則第十一条第四十四項第二号」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第八十九項中「附則第十一条第四十五項第三号」を「附則第十一条第四十四項第三号」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第九十項中「附則第十一条第四十五項第四号」を「附則第十一条第四十四項第四号」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第九十一項中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項第一号及び第二号中「附則第十五条第四十七項」を「附則第十五条第四十六項」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第九十二項中「附則第十四条第四十七項」を「附則第十四条第四十六項」に改め、同項を同条第八十八項とする。

第十六号様式別表一記載要領4中「第74条の4第3項第2号」を「第74条の4第3項第1号」に改め、同表記載要領5中「~~平~~第74条の4第3項第2号」を「~~平~~第74条の4第3項第1号」に改める。

第十六号様式別表二記載要領4、第十六号の二様式記載要領4、同様式別表一記載要領4、同様式別表二記載要領4及び同様式別表三記載要領4中「~~平~~第74条の4第3項第2号」を「~~平~~第74条の4第3項第1号」に改める。

第十六号の五様式記載要領5中「第74条の4第3項第2号」を「第74条の4第3項第1号」に改め、同様式記載要領6中「~~平~~第74条の4第3項第2号」を「~~平~~第74条の4第3項第1号」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の六、第三条第三項及び第五条第三項の改正規定、第十条第九項の改正規定（同項を同条第十項とする部分を除く。）、第十条の二第三項の改正規定、第二十四条の三十八の次に七条を加える改正規定（第二十四条の四十一から第二十四条の四十五までに係る部分に限る。）並びに第三十一条の次に



十条を加える改正規定（第三十一条の五第三号及び第四号並びに第三十一条の六第三号及び第四号に係る部分に限る。） 平成三十一年十月一日

二 第三条の十四の改正規定 平成三十二年一月一日

三 第一条の四第二項及び第五条第一項の改正規定並びに附則第二条の七の次に一条を加える改正規定並びに附則第九条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「第十五項」を「第十七項」に、「第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二」を「第七十二条の三十一、第七十二条の三十三」に改める部分に限る。）に限る。） 平成三十二年四月一日

四 附則第四条及び第七条の規定 平成三十二年十月一日

五 附則第五条及び第八条の規定 平成三十三年十月一日

六 第八条の二の三及び第十六条の二の二の改正規定並びに第十六号様式、第十六号の二様式並びに第十六号の五様式記載要領5及び6の改正規定並びに附則第三条及び第六条の規定 平成三十四年十月一日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の前日における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条において「指定都市」という。）

）の区域のうち、施行日において引き続き指定都市の区域である区域については、施行日に指定都市の区域となつたものとみなして、この省令による改正後の地方税法施行規則第三条の九、第三条の十一の二及び第三条の十三の二の規定を適用する。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第三条 附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則第十六号様式、第十六号の二様式及び第十六号の五様式は、同条第六号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方税法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費税（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ税について適用し、同日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであつた道府県たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る道府県たばこ税の申告方法等）

第四条 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下「改正法」という。）附則第十二

条第三項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第一号様式によるものとする。

2 改正法附則第十二条第五項の規定により卸売販売業者等（地方税法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等をいう。次項及び次条において同じ。）又は小売販売業者（地方税法第七十四条第一項第四号に規定する小売販売業者をいう。次条第二項において同じ。）が道府県たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に地方税法施行規則（以下「規則」という。）第十六号の様式による納付書を添えて納付するものとする。

3 卸売販売業者等が、改正法附則第十二条第二項の規定による道府県たばこ税に相当する金額について、控除又は還付を受けようとする場合には、規則第八条の六、第八条の七又は第八条の九の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき規則第十六号の五様式による書類中「納税の品目及び数量」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこ（同項に規定する製造たばこをいう。以下この項において同じ。）について改正法附則第十二条第二項の規定により道府県たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

第五条 改正法附則第十三条第三項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第一号様式によるものとする。

2 改正法附則第十三条第五項の規定により卸売販売業者等又は小売販売業者が道府県たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に規則第十六号の四様式による納付書を添えて納付するものとする。

3 卸売販売業者等が、改正法附則第十三条第二項の規定による道府県たばこ税に相当する金額について、控除又は還付を受けようとする場合には、規則第八条の六、第八条の七又は第八条の九の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき規則第十六号の五様式による書類中「納税の品目及びその数量」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこ（同項に規定する製造たばこをいう。以下この項において同じ。）について改正法附則第十三条第二項の規定により道府県たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第六条 附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則第十六号の五様式は、同条第六号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方税法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費税等（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税について適用し、同日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであつた市町村たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市町村たばこ税の申告方法等）

第七条 改正法附則第二十五条第三項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第二号様式によるものとする。

2 改正法附則第二十五条第五項の規定により卸売販売業者等（地方税法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。次項及び次条において同じ。）又は小売販売業者（地方税法第四百六十四条第一項第四号に規定する小売販売業者をいう。次条第二項において同じ。）が市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に規則第三十四号の二の五様式による納付書を添えて納付するものとする。

3 卸売販売業者等が、改正法附則第二十五条第二項の規定による市町村たばこ税に相当する金額について、控除又は還付を受けようとする場合には、規則第十六条の二の五又は第十六条の四の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき規則第十六号の五様式による書類中「たばこの製造たばこをい」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこ（同項に規定する製造たばこをいう。以下この項において同じ。）について改正法附則第二十五条第二項の規定により市町村たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

第八条 改正法附則第二十六条第三項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第二号様式によるものとする。

2 改正法附則第二十六条第五項の規定により卸売販売業者等又は小売販売業者が市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に規則第三十四号の二の五様式による納付書を添えて納付するものとする。

3 卸売販売業者等が、改正法附則第二十六条第二項の規定による市町村たばこ税に相当する金額について

、控除又は還付を受けようとする場合には、規則第十六条の二の五又は第十六条の四の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき規則第十六号の五様式による書類中「函の罫田及びその底」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこ（同項に規定する製造たばこをいう。以下この項において同じ。）について改正法附則第二十六条第二項の規定により市町村たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第九条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「第十五項」を「第十七項」に、「第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二」を「第七十二条の三十一、第七十二条の三十三」に、「第三百二十七条の六」を「第三百十七条の六第一項から第四項まで」に、「第三百二十一条の七の十二第六項」を「第三百二十一条の七の十三第六項」に改め、「第七百五十四条において準用する場合を含む。」の下に

「第七百八十三条、第七百八十九条、第七百九十条、第七百九十三条第一項から第三項まで」を加える。

(地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部改正)

第十条 地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、地方税法施行規則第一条の九の二の改正規定中「第一条の九の二第一号中「第九条の八」を「第九条の二十七」を「第二条第二項中「第九条の三の二」を「第九条の二十二」に改め、同令第九条の八を同令第九条の二十七とし、同令第九条の七を削り、同令第九条の六を同令第九条の二十六とし、同令第九条の五を同令第九条の二十五とし、同令第九条の四を同令第九条の二十四とし、同令第九条の三の三を同令第九条の二十三とし、同令第九条の三の二を同令第九条の二十二とし、同令第九条の三を同令第九条の二十一とし、同令第九条の二の四を同令第九条の二十とし、同令第九条の二の三を同令第九条の十九とし、同令第九条の二の二を同令第九条の十八とする改正規定中「第九条の二十七」を「第九条の二十六」に、「第九条の二十六」を「第九条の二十五」に、「第九条の二十五」を「第九条の二十四」に、「第九条の二十四」を「第九条の二十三」に改め、「第九条の三の三を第九条の二十三とし」を削り、



同令第八条の六十の次に十五条を加える改正規定の次に次のように加える。

第十条第八項中「第九条の八第一項」を「第九条の二十七第一項」に改める。